

一助役(篠崎俊夫) 人夫賃も相互、とつてありますのでさしむきはしのげるのですが、いかようにしまして、追加予算を結局はお認めを願いませんと事業の施行に支障があると思ひます。

一議長(石川信義) 外に御質疑ありませんか

(異議なしと呼ぶものあり)

一議長(石川信義) 御質疑ないものと認め質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) これより討論に入ります。

(異議なしと呼ぶものあり)

一議長(石川信義) これにて討論を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。

本案につきては直ちに採決したしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。

議案オ四十九号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案オ四十九号は原案通り可決いたしました。

一議長(石川信義) 日程オ五 契約締結同意方について議案オ五十

号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

事務局長(町田信三) 朗読

一議長(石川信義) 理事者より提案理由の説明を求めます。

一土木課長(猪俣清吉) 白席からお許しくださいまして議案オ五十号

の契約締結同意方につけてを御説明申し上げます。
その一、青梅橋架替工事ですか、橋台工に鉄筋九拾九キロ
コンクリート六拾貳、貳立方米、これは左岸と右岸がござい
まして橋台が各拾、貳米面方合わせまして六拾貳、貳米九拾
九キロの鉄筋は何に使うかと言いますと親柱に入れる
のであります。

契約金額六拾九万五千円也をもちまして田村建設工業株式
会社と契約いたそうとするものであります。

その二であります。が橋台を作りまして上部工として鋼
桁を四本のせ鋼桁とよ二桁が九本、矢股本数が少ないので
宮地建設他務社に見積り合わせをさせました。所宮地建設
が最低の九拾万円であります。たのでこれと仮契約いたし
まして今日の議案に提案いたした次第であります。

宜敷くお願い申し上げます。

一議長(石橋義) これより質疑を行ないます。

一十八番(田村祐二) 今のエ木課長の説明のその二であります。が
これは実施の仕方が見積り合わせとなつておりますが
これは入れ方式をとれないものか、その仕事の性格から御説
明願います。

一エ木課長(猪俣清造) これは昨年這本橋を架けました時に、わづか
のセメント六トンばかりだと思ひますが、小さなもので矢股
現場検査に行つた所、大体日本でも有名な鋼材会社です
百トン単位でやつてゐるのであります。小さいので私の方とし
ても、こゝまで御足労願つてゐるので、設計書に図面を
入れまして郵送いたしました。以上のような結果です。

一十八番(田村祐二) 町長に御質問いたします。

たゞ今土木課長の答弁は確かにそれぐゝの対象になつております。

会社の実力かういたしまして現行ありそうでありましたが現在まで水道の色々な資材におきましては小さなもので見積り合わせでは若干疑念を生ずる将来の見通しをだしてまいつて出来るだけ入札制にしてえういたいと言う様な希望を申し上げましてそれが逐次厳格になりまして現在非常にその点について明瞭にやつてゐると思ひますが見積り合わせか不明朗であると言うことではないが町の支出かういたしますと九拾七万と言う金額は決して僅少な額面でありませんので我々今考へております線と逆行してゐる様な考へをえつわけですがこの点について御意見をだしてみたいと思ひます。

一助(瀬清蔵)

たゞ今の田村議員さんからの御質問であります。

勿論御説の通りであります。實際にやつていきますと、たとえば水道入れもそうですが非常に福生の予算面を常にかけはなれた面が多いのであります。

矢般の水道入れもこの面で苦るしんだのですが御提案申し上げてある、本件のその二の青梅橋の鋼材ですがこれは専門的の資材でありまして見積り合わせを取りましては本当にどの会社にも資材がないわけでは

百万円では見積りがでなかつたのです。なんとか安く購入したいと言う見地から百万円を幾万円下がるのに骨が折れたのです。これを今の御質問の趣旨にのつとつてぜひ入れをやつた方が本質内的にはよろしいのですが

現実としましては又このあいだの見積り合わせをみますと

いづれも百拾五万、最低が百五万でなか／＼、たとえ五万でえ
譲らないという、又かう勿論額が百万近い購入でありま
すかう指名した業者に立合入札をさせると言うことは
本筋であり、その方がきれいであるので、そうやりたいと思
います。かような事情で、かゝつて見積り合わせを取つて
そのうちの最低の線から色々交渉して安くさせると言うこ
との方がどうも入札の結果よりも安く上がるような気が
いたしますので、今後色々と考えまして、今の田村議員さん
の御説の線に上つていけるものは極力上つて、つくといたし
まして、その時の購入の品物によりましては、今申し
上げました称な順序で御了承をいただきたいとかように
考えます。

二十八番(田村祐二) 大づ今の町長の説明に上つては、たしかに現況

がそのように認められますので、大づその裏をかいしまし
て、従来所得倍増以来どうして、物価に変動をきたして
おり、長い時期において物価が安定したとして、特に建
築資材等については、その称であります。が、現況主義で
いかなければ、なか／＼、現実論として、物事が解決し
ないと言うことがよくわかります。が、理事者もそのよ
うにお考えになれば、これらの諸員を色々検討され
る委員会に於ても、物価の変動その他の現況を把握
することが町の仕事を上、に權威をえつと、言うこと
に、なろうと思つたので、その称な勉強をこの際お願い
したい。そして出来るなう理想的な入札制度を現況と
あまりくいちがいのない、落札額を決定する、と言う過程
まで、前進しませんと、世代の勤さに取り残されるおそれが

なきにしろあらずでありますので物価の変動のむづかしい点があります。がそういう結論的な点があると思ひますのでこの点は御留意をたまわりたいと考へます。

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。

本案については討論を省略し直ちに採決いたしたいと思ひますがこれに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。議案第五十号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案第五十号は原案通り可決いたしました。

一議長(石川信義) 日程第六町立福生小学校々舎の一部処分について議案第五十一号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

一事務局長(町田倍三) 朗読

一議長(石川信義) 理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役(藤崎俊夫) 自席からお許しをいたさきまして議案第五十一号町立福生第三小学校々舎の一部処分案について御説明を申し上げます。

本案については去る五月二十五日の全員協議会の席上御説明申し上げた通りであります。が小の校舎改築を早く促進するため、たゞ今事務局長が朗読いたしました通り



合計四百四拾虎坪の旧校舎を取りこわそうとするものであります。この処分案を御議決いたしました後に一般競走入札によりましてこれを賣却すること、相なることとなりませんが、宜敷く御承認の程をお願い申し上げる次第であります。

尚新校舎の建設につきましては具体的な設計を急ぎま
して追加予算案を次の議会に御提案申し上げる予定
でありますのでこの点えあうかじめお含み願
いしておきます。

一議長石川信義　二れより質疑を行ないます

(異議なしと呼ぶ者あり)

二これにて質疑を終結します

(一) 議長(三川信義) お認りいたします。

ふの長し長つと思

五十号は原案

長しまし長

について議案方

事務局長をして議案の朗読をいささせます。

合計四百四拾五坪の旧校舍を取りこわそうとするものであります。この処分案を御議決いたしました後に一般競走入れによりましてこれを賣却すること、相なること、なりませんが宜敷く御承認の程をお願い申し上げる次第であります。

尚新校舍の建設につきましては具体的な設計を急ぎまして追加予算案を次の議会に御提案申し上げる予定でありますので、この案であらうかじめお含みおきをお願いしておきます。

一議長(石川信義) 二れより質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 二れにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。

本件については討論を省略し直ちに採決いたしたと思います。二れに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。議案第五十一号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案第五十一号は原案通り可決いたしました。

一議長(石川信義) 日程六七特別基本財産解除処分について議案第五十二号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

一、事務局次長(町田啓三) 朗 読

一、議長(石川信義) 理事者より提案理由の説明を求めます

一、助役(篠崎俊夫) 自席からお許をいただきまして議案第五十二号
特別基本財産解除処分についてを御説明申し上げます
都立の高等学校を福生町に誘致するための財源として
しまして昭和三十四年度に議会の御議決をいただきまし
て金貳百万円の高校誘致積立金をいただきたくてですがこ
のたびにおかげをもちまして都立工業高等学校が福
生町に建設されることになりましたので、これを処分
いたしましてオ三小學校の整備費の一部に充てして
いただきたいと考へるものであります。
なにとぞ原案御可決の程をお願い申し上げます。

一、議長(石川信義) これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一、議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一、議長(石川信義) お諮りいたします。

本案については討論を省略し直ちに採決いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一、議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。議案第五十二号は原案
通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一、議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案第五十二号は原案通り可決いたしました。

一、議長(石川信義) ここで十分間休憩をいたします。

午後二時五十分 休憩

午後二時五十分 開議

一議長(市信義) 休憩前に引き続きて会議を開きます。

一議長(市信義) 日程第八福生町清掃条例の制定について議案第五十三号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

一事務局長(町田信三) 朗読

一議長(市信義) 理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役(篠崎俊夫) 議案第五十三号福生町清掃条例の制定についてを御説明申し上げます。

本条例案は申し上げるまでもなく福生町が特別清掃地域に指定された事に即応いたしまして本町の地域

内における清掃事業に関する基本的な諸般の事項をこの条例をえつて具体的に規制しようとするものでございしますがそのうちでえ芥の処理をする上に於て最も重要な事項であります。ちゅう芥、並に雑芥の収集処分の方法の問題と町民各位から徴収いたさなければならぬ清掃料金の問題を週日の全員協議会におきまして慎重に御審議の上御決定をいたさるべきことをまずえつて衷心よりお礼を申し上げます。

本条例案はこうした基本的な具体的な決定事項を土台といたしまして多年他の市や町の清掃条例を参考としてつた立案したわけでございますがその内容を逐条的に御説明申し上げます。

まず第一条に於ては福生町の区域内におきまして汚物の

収集及び処分ですがこの条例に基づいて行なうむねの基本的原則を記載したものでございます。

次のオニ条に於ては各家庭ではちゆう芥と雑芥及び燃えがらの二つを区別してしかえ適當な容器に集めておかなければならない義務があること、それから大世帯はいん芥処理場で燃せる雑芥と、その他の燃えない雑芥を更に区別しなければならぬ即ちオ一がちゆう芥、オニがじん芥処理場で燃せる雑芥、オ三が燃せない雑芥と燃えがらとに区別をしておかなければならない義務を課そうとするものでございます。

次にオ三条は犬、ねこ等の死体が生じ各家庭で処分することのできない場合の町長との届出の義務を規定したものでございます。

オ四条におきましては便所、ごみ箱、畜舎、肥料溜等、またない場所の清掃保持の義務、オ五条におきましては道路、空地、河川、水路等にみだりに汚物を捨てる禁止規定を設けます。ととえに次のオ六条に於ては毎年度の町の汚物の収集並びに処分計画は年度当初に具体的に作製したしましてこれを告示し町民各位に周知させておく又計画に重要な変更があった場合はその都度告示をいたしまして町民各位に周知するむねを明らかにしようとする規定であります。

次にオ七条ですがこの規定は清掃法のオ七条に基づいた規定でありましてこの条例案の末尾に御参考のため清掃法の抜萃を添付させていたゞいたのでございますが、その清掃法のオ七条をこの条例案の最後に添付いたしました抜萃を御覧願いたゞいと思ひますが、そのオ七条は多量の汚